

表題部 (土地の表示)		調製	平成2年9月20日	不動産番号	0127000112368
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	保谷市北町五丁目			余白	
	西東京市北町五丁目			平成13年1月21日合併に伴う変更 平成13年3月7日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1062番28	山林	95		1062番3から分筆 〔昭和59年9月20日〕	
余白	余白	45		③1062番28、1062番32に分筆 〔昭和60年7月26日〕	
余白	宅地	45	33	②③昭和60年9月18日地目変更 〔昭和60年10月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成2年9月20日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和60年10月15日 第47748号	原因 昭和60年9月27日売買 所有者 中野区江古田一丁目35番15号 安生光英 順位4番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示更正	平成6年4月4日 第17227号	原因 錯誤 住所 保谷市北町五丁目5番2号
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成2年9月20日
2	所有権一部移転	平成19年12月14日 第50530号	原因 平成19年12月10日贈与 共有者 西東京市北町五丁目5番2号 持分2分の1 安生久子
3	安生光英持分全部移転	令和5年10月2日 第34832号	原因 平成28年2月17日相続 所有者 東京都西東京市北町五丁目5番2号 持分2分の1 安生久子
4	所有権移転	令和5年10月2日 第34836号	原因 令和5年3月21日相続 共有者 東京都荒川区東尾久五丁目35番7号 持分3分の1 安生光一 東京都西東京市北町三丁目3番7号 3分の1 菊地留美子 東京都板橋区幸町22番6号ESPRIT幸

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K63039 (1/1)

1/3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			町105 3分の1 西村博美
5	共有者全員持分全部移転	令和6年8月23日 第30345号	原因 令和6年8月23日売買 所有者 東京都豊島区南長崎六丁目21番19号キャトル東長崎102 株式会社キャトル企画 会社法人等番号 0116-01-016310

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和60年10月15日 第47752号	原因 昭和60年9月27日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1,700万円 利息 年8.4% 損害金 年14% 年365日日割計算 債務者 中野区江古田一丁目35番15号 安生光英 抵当権者 豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社オリエントファイナンス 共同担保 目録(ハ)第8037号 順位5番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成2年9月20日
2	根抵当権設定	平成6年4月4日 第17228号	原因 平成6年4月4日設定 極度額 金1,000万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形債権 小切手債権 債務者 保谷市北町五丁目5番2号 安生光英 根抵当権者 東京都豊島区南池袋二丁目14番3号 株式会社東宝 共同担保 目録(ハ)第1425号
3	2番根抵当権抹消	平成9年5月27日 第29486号	原因 平成9年5月27日解除
4	根抵当権設定	平成9年5月27日 第29488号	原因 平成9年5月27日設定 極度額 金360万円 債権の範囲 証書貸付取引 金銭消費貸借取引 保証取引 手形債権 小切手債権 債務者 保谷市北町五丁目5番2号 安生光英 根抵当権者 東京都文京区本郷三丁目16番4号 エヌ・エス・ファイナンス株式会社 共同担保 目録(ハ)第8388号
付記1号	4番根抵当権移転	平成17年11月7日	原因 平成17年10月3日合併

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K63039 (1/1)

2/3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記2号	4番根抵当権元本確定	第50331号	根抵当権者 文京区本郷三丁目33番5号 U F J ニ コ ス 株 式 会 社
		平成17年11月7日 第50332号	原因 平成17年10月31日確定
付記3号	4番根抵当権移転	平成17年12月6日 第55168号	原因 平成17年11月15日債権譲渡 根抵当権者 中央区日本橋二丁目2番2号 有限会社オー・アール・ピー・シー
5	4番根抵当権抹消	平成19年7月31日 第30922号	原因 平成19年5月28日解除
6	1番根抵当権抹消	平成22年10月18日 第46406号	原因 平成22年10月5日弁済
7	根抵当権設定	令和6年8月23日 第30348号	原因 令和6年8月23日設定 極度額 金2,620万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 電子記録債権 債務者 東京都豊島区南長崎六丁目21番19 号キャトル東長崎102 株 式 会 社 キ ャ ト ル 企 画 根抵当権者 東京都豊島区巣鴨二丁目10番2 号 巢 鴨 信 用 金 庫 (取扱店 椎名町支店) 共同担保 目録(※)第7641号

共同担保目録			
記号及び番号	(※)第7641号	調製	令和6年8月23日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	西東京市北町五丁目 1062番28の土地	7	余白
2	西東京市北町五丁目 1062番31の土地	8	余白
3	西東京市北町五丁目 1062番7の土地 株式会社キャトル企画持分	22	余白
4	西東京市北町五丁目 1062番24の土地 株式会社キャトル企画持分	21	余白



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局田無出張所管轄)

令和6年9月10日

東京法務局板橋出張所

登記官

松本博明

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K63039 (1/1)



表題部 (土地の表示)		調製	平成2年9月20日	不動産番号	0127000112371
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	保谷市北町五丁目			[余白]	
	西東京市北町五丁目			平成13年1月21日合併に伴う変更 平成13年3月7日登記	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1062番31	山林	23		1062番23から分筆 〔昭和60年7月26日〕	
[余白]	宅地	23	90	②③昭和60年9月18日地目変更 〔昭和60年10月1日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成2年9月20日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和60年10月15日 第47748号	原因 昭和60年9月27日売買 所有者 <u>中野区江古田一丁目35番15号</u> 安生光英 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示更正	平成6年4月4日 第17227号	原因 錯誤 住所 保谷市北町五丁目5番2号
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成2年9月20日
2	所有権一部移転	平成19年12月14日 第50530号	原因 平成19年12月10日贈与 共有者 西東京市北町五丁目5番2号 持分2分の1 安生久子
3	安生光英持分全部移転	令和5年10月2日 第34832号	原因 平成28年2月17日相続 所有者 東京都西東京市北町五丁目5番2号 持分2分の1 安生久子
4	所有権移転	令和5年10月2日 第34836号	原因 令和5年3月21日相続 共有者 東京都荒川区東尾久五丁目35番7号 持分3分の1 安生光一 東京都西東京市北町三丁目3番7号 3分の1 菊地留美子 東京都板橋区幸町22番6号ESPRIT幸 町105 3分の1 西村博美

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K63040 (1/1)

1/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
5	共有者全員持分全部移転	令和6年8月23日 第30345号	原因 令和6年8月23日売買 所有者 東京都豊島区南長崎六丁目21番19号キャトル東長崎102 株式会社キャトル企画 会社法人等番号 0116-01-016310

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	地役権設定	昭和37年10月25日 第26854号	原因 昭和37年7月1日設定 目的 一 送電線路の最下垂時における電線から3・6mの範囲内における建造物の築造禁止 二 爆発性、可能性を有する危険物を製造、取扱い及び貯蔵の禁止 三 送電線路の支障となる工作物の設置、竹木の植栽等その他送電線路に支障となる一切の行為禁止 四 送電線路の架設及びその架設保守等のための土地立入、ならびに送電線路に支障となる工作物及び竹木の撤去又は伐採 範囲 全部 要役地 東久留米市浅間町二丁目460番1、460番9 順位1番の登記を移記
2	抵当権設定	昭和60年10月15日 第47752号	原因 昭和60年9月27日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1,700万円 利息 年8・4% 損害金 年14% 年365日日割計算 債務者 中野区江古田一丁目35番15号 安生光英 抵当権者 豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社オリエントファイナンス 共同担保 目録(注)第8037号 順位4番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成2年9月20日
3	根抵当権設定	平成6年4月4日 第17228号	原因 平成6年4月4日設定 極度額 金1,000万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形債権 小切手債権 債務者 保谷市北町五丁目5番2号 安生光英 根抵当権者 東京都豊島区南池袋二丁目14番3号 株式会社東宝 共同担保 目録(注)第1425号
4	3番根抵当権抹消	平成9年5月27日 第29486号	原因 平成9年5月27日解除

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
5	根抵当権設定	平成9年5月27日 第29488号	原因 平成9年5月27日設定 極度額 金360万円 債権の範囲 証書貸付取引 金銭消費貸借取引 保証取引 手形債権 小切手債権 債務者 保谷市北町五丁目5番2号 安生光英 根抵当権者 東京都文京区本郷三丁目16番4号 エヌ・エス・ファイナンス株式会社 共同担保 目録(6)第8388号
付記1号	5番根抵当権移転	平成17年11月7日 第50331号	原因 平成17年10月3日合併 根抵当権者 文京区本郷三丁目33番5号 U F J ニ コ ス 株 式 会 社
付記2号	5番根抵当権元本確定	平成17年11月7日 第50332号	原因 平成17年10月31日確定
付記3号	5番根抵当権移転	平成17年12月6日 第55168号	原因 平成17年11月15日債権譲渡 根抵当権者 中央区日本橋二丁目2番2号 有限会社オー・アール・ピー・シー
6	5番根抵当権抹消	平成19年7月31日 第30922号	原因 平成19年5月28日解除
7	2番根抵当権抹消	平成22年10月18日 第46406号	原因 平成22年10月5日弁済
8	根抵当権設定	令和6年8月23日 第30348号	原因 令和6年8月23日設定 極度額 金2,620万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 電子記録債権 債務者 東京都豊島区南長崎六丁目21番19号 キャトル東長崎102 株式会社キャトル企画 根抵当権者 東京都豊島区巢鴨二丁目10番2号 巢鴨信用金庫 (取扱店 椎名町支店) 共同担保 目録(2)第7641号

共同担保目録			
記号及び番号	(2)第7641号	調製	令和6年8月23日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	西東京市北町五丁目 1062番28の土地	7	[余白]
2	西東京市北町五丁目 1062番31の土地	8	[余白]
3	西東京市北町五丁目 1062番7の土地 株式会社キャトル企画持分	22	[余白]
4	西東京市北町五丁目 1062番24の土地 株式会社キャトル企画持分	21	[余白]

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K63040 (1/1)

3/4

